

(公印・契印省略)

総基料第70号  
令和5年3月31日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 森林 正彰 殿

総務省総合通信基盤局長  
竹村 晃一

令和4年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について」（令和5年1月20日付け諮問第3161号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会から答申（令和5年3月24日付け情郵審第14号）がなされたこと等を踏まえ、今後、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

#### 記

- 1 コロケーション電気料の改定頻度の見直しについて、見直し後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討し、本年9月末までに総務省にその検討結果を報告すること。
- 2 貴社宛て「シェアドアクセス方式の提供に用いられる光信号分岐端末回線部分の接続料等の見直しに係る接続約款変更申請に関し講ずべき措置について（要請）」（平成17年1月14日総基料第9号）の記4（注1）及び「第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について（インターネット接続関連事項）」（平成30年2月26日総基料第33号）の3（注2）において総務省に報告することとしている事項については、今後、毎年度3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。

（注1）「貴社において、総務省に対し、光配線区域ごとの電話加入者数については平成17年3月末までに、光配線区域ごとのシェアドアクセスへの加入数、参入状況等の情報については平成17年6月末までに最初の報告を行い、その後各データについて6か月ごとに報告を行うこと。」

(注2)「貴社宛て「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関して講ずべき措置について(要請)」(平成27年9月18日総基料第176号)の記2(1)及び(4)③に関しては、今後は、次の事項について適切な措置を講じることとされたい。

(1) 既存の光配線区画の見直し等について

貴社による既存の光配線区画の見直しの実施状況について総務省において注視する必要があるため、毎年度9月末及び3月末の状況について、翌年度6月末までに総務省に報告すること。なお、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エントリーメニュー」の導入についても、引き続き取り組むこと。

(2) 光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処に関する報告について

光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与え得るものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や貴社による平成27年度9月18日総基料第176号の記2(4)①及び②の措置の実施状況について総務省において注視する必要があるため、分割・縮小を行った光配線区画の状況について、毎年度9月末及び3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。」

### (留意事項)

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

以上

情 郵 審 第 1 4 号  
令 和 5 年 3 月 2 4 日

総 務 大 臣  
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 川 濱

答 申 書

令和5年1月20日付け諮問第3161号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

NTT東日本・西日本に対し、コロケーション電気料の改正頻度の見直しについて、見直し後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討し、総務省にその検討結果を報告すること（考え方5）。

以上

別添

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する意見及びその考え方  
－令和5年度の接続料の改定等－

意見募集期間: 令和5年1月21日(土)～同年2月20日(月)(案件番号: 145210031)  
再意見募集期間: 令和5年2月23日(木)～同年3月8日(水)(案件番号: 145210049)

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人等: 4件)  
再意見提出者 9件(法人等: 7件、個人: 2件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	再意見提出者
1	一般社団法人IPoE協議会	個人A
2	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	個人B
3	ソフトバンク株式会社	楽天モバイル株式会社
4	KDDI株式会社	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
5		一般社団法人IPoE協議会
6		ソフトバンク株式会社
7		東日本電信電話株式会社
8		西日本電信電話株式会社
9		KDDI株式会社

1 実績原価方式に基づく令和5年度の接続料改定

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <p>● 接続事業者の予見可能性を高める観点から、NTT東日本・西日本が接続料に大きく影響する施策を実施する場合、接続料に大きく影響する要因を把握した場合等は、接続約款変更認可申請に係る接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべき。</p>	<p>再意見 1</p> <p>■ 接続事業者の予見性を高める観点から、接続料の原価・需要、資本コストの算出に係る各種比率等について毎年度10月末に開示している。今後も引き続き接続事業者の予見性確保に向けた情報開示に努める。</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 接続事業者の予見性を高める観点から、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。)(以下、あわせて「NTT 東西殿」といいます。)において接続料の変動に大きく影響する施策を実施する場合や接続料に大きく影響する要因(需要の大幅減少・災害等による指定設備管理運営費の上昇等)を把握した場合などには、認可申請に関する接続事業者への説明会のタイミングを待たずに、その主要因と次年度以降の単金への影響等、接続料の予見に資する情報を接続事業者に開示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 当社は、接続事業者様の予見性を高める観点から、これまでも接続料に係る原価・需要等について、翌年度接続料の認可申請に先立ち、10月末の再計算報告時において情報の事前開示を行っており、直近の2022年10月末の開示では、接続事業者様のご要望も踏まえて、新たに資本コストの算出に係る各種比率についても開示を行っております。今後も引き続き、接続事業者様の予見性確保に向けた情報開示に努める考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において実施している予見可能性の向上のための情報開示の取組については、接続事業者から提案があった場合には、NTT東日本・西日本において追加的な対応の要否について検討することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2</p> <p>● ドライカップ回線の需要の減少が見込まれることから、利用見込みがなくなった資産について</p>	<p>再意見 2</p> <p>■ メタルケーブルの減損処理については、財務会計の適正化の観点から、必要に応じて対</p>	<p>考え方 2</p>	

<p>は、NTT東日本・西日本において毎年度検討のうえ継続的に減損処理を実施すべき。</p>	<p>応を進めていく。  <b>■</b> ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う将来的な再敷設コストの削減等も含めて、引き続き効率化と費用削減に取り組む。</p>		
<p>○ 平成30年以降、NTT東西殿によるドライカップの減損処理は実施されておきませんが、ドライカップ回線の需要は前年度と比べてNTT東日本殿は-6.7%、NTT西日本度は-7.6%と継続して減少しております。今後もその傾向が見込まれることから、利用見込みが無くなった資産についてはNTT東西殿において毎年度検討の上、継続的に減損処理を実施すべきと考えます。  (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ メタルケーブルの減損処理については、メタルケーブルの利用状況等を踏まえつつ、財務会計の適正化の観点から、当社として必要に応じて対応を進めていく考えです。  ○ なお、メタル回線に係る費用は、ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う将来的なメタルケーブルの再敷設コストの削減等も含めて、当社としても引き続き効率化と費用削減に取り組む考えです。  (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、引き続き、費用削減・効率化に努めることが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
<p><b>意見3</b>  <b>●</b> 作業単金は長らく大きな料金の変動がない。NTT東日本・西日本において作業効率化等により作業単金の低廉化につながるよう検討すべき。  <b>●</b> リモートワーク環境の整備等に要する経費については、どのような整備が実施されたか明らかではなく、今後も継続して管理共通費が増加していく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳細を開示すべき。  <b>●</b> リモートワーク環境での業務は継続的に行われることが想定されるため、計画的かつ業務の効率化に資する環境整備を実施し、管理共通費の増加が抑制されるよう努めるべき。</p>	<p><b>再意見3</b>  <b>■</b> リモートワーク環境の整備等については、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しつつ、継続的に事業運営を行っていくために必要となるものを実施しており、併せてオフィスフロアの削減等の効率化にも取り組んでいる。  <b>■</b> 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む。  <b>●</b> 賛同意見（1者）</p>	<p><b>考え方3</b></p>	
<p>○ NTT東西殿の作業単金は長らく大きな料金の変動がありません。NTT東西殿においては、作業</p>	<p>○ リモートワーク環境の整備等については、新</p>	<p>○ 総務省において、NTT東日本・西日本におけるコスト効率化の取</p>	<p>無</p>

<p>効率化等により作業単金の低廉化につながるよう検討すべきと考えます。</p> <p>○ 特に、NTT 東日本殿の作業単金については、「令和3年度に実施したリモートワーク環境の整備等に要する経費の影響で、管理共通費の増加幅が大きい」とのご説明がありましたが、どのような整備を実施されたかが明らかではなく、今後も継続して管理共通費が増加していく見込みなのかが不透明であるため、取組の詳細を開示すべきと考えます。</p> <p>○ また、昨今の状況に鑑み、リモートワーク環境での業務は継続的に行われるものと想定されるため、NTT 東西殿におかれましては、計画的かつ業務の効率化に資するような環境整備を実施し、管理共通費の増加が抑制されるよう努めていただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>継続的に事業運営を行っていくために必要となるリモートワーク端末の配備拡充やサテライトオフィスの開設等を実施しており、併せてオフィスフロアの削減等、効率化にも取り組んでいるところです。</p> <p>○ また、昨今の労務費上昇や物価高騰等により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです。</p> <p>○ なお、当社においても、リモートワーク環境の整備等については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、継続的に事業運営を行っていくために必要となるリモートワーク端末の配備拡充やサテライトオフィスの開設等を実施しており、併せてオフィスフロアの削減等、効率化にも取り組んでいるところです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、NTT東・西殿においては、計画的かつ業務の効率化に資するような環境整備等、コスト削減・単金の低廉化につながる対応に努めていただくことを要望いたします。</p>	<p>組について引き続き注視するとともに、NTT東日本・西日本においては、当該取組を適正に接続料に反映していくことが適切と考えます。</p>
--	---	--

	す。 (KDDI株式会社)		
意見 4 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 工事費の作業単金上昇について、NTT 東日本・西日本における更なる継続的なコスト削減を期待するとともに、総務省において当該取組の実施状況を注視することを要望。</li> <li>● 分岐端末回線の残置回線について、現在の設備運用状況に即した接続料の算定方法の見直し及びNTT 東日本・西日本における取組による設備の効率化を要望。</li> </ul>	再意見 4 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により費用は増加傾向にあるが、当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む。</li> <li>■ シェアドアクセス方式における分岐端末回線の残置回線の維持負担額については、利用回線数に応じた負担に見直すことに一定の合理性があると考え、撤去工事費については撤去する接続事業者が個別に負担することが適当。</li> <li>■ 引込線等の設備は回線廃止時にはそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、ユーザ利便にも適うことから、原則として残置することが適当。</li> <li>■ 同一建物に複数の回線が残置されるケースも一部あるが、撤去に要するコスト・稼働を踏まえれば、当該回線の撤去のみを目的とした対応を行うことは不要。</li> <li>▲ 賃貸住宅の光回線等に関する意見。</li> </ul>	考え方 4	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額、光屋内配線工事費について</li> <li>○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額は、直近 5 年間に於いて上昇傾向(2019 年度単金との比較時、NTT 東日本: +473 円、NTT 西日本: +5,079 円)であり(※図 1 参照)、光屋内配線の新設工事費も単金上昇(前年度比較時、NTT 東日本: +363 円、NTT 西日本: +205 円)しております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 昨今の労務費上昇や物価高騰等により、費用は増加傾向にありますが、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、引き続き効率化に取り組む考えです</li> <li>○ シェアドアクセス方式における分岐端末回線の残置回線の維持負担額については、網使用料として利用回線数に応じた負担に見直すことは一定の合理性があると考えます。一方、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業単金等に係る考え方は、考え方3で示したとおりです。</li> <li>○ 分岐端末回線の残置回線に係る接続料の算定方法については、接続料の算定等に関する研究会における議論も踏まえ、必要な場合には、今後、所要の接続約款の変更認可申請が行われることが適当と考えます。</li> </ul>	無



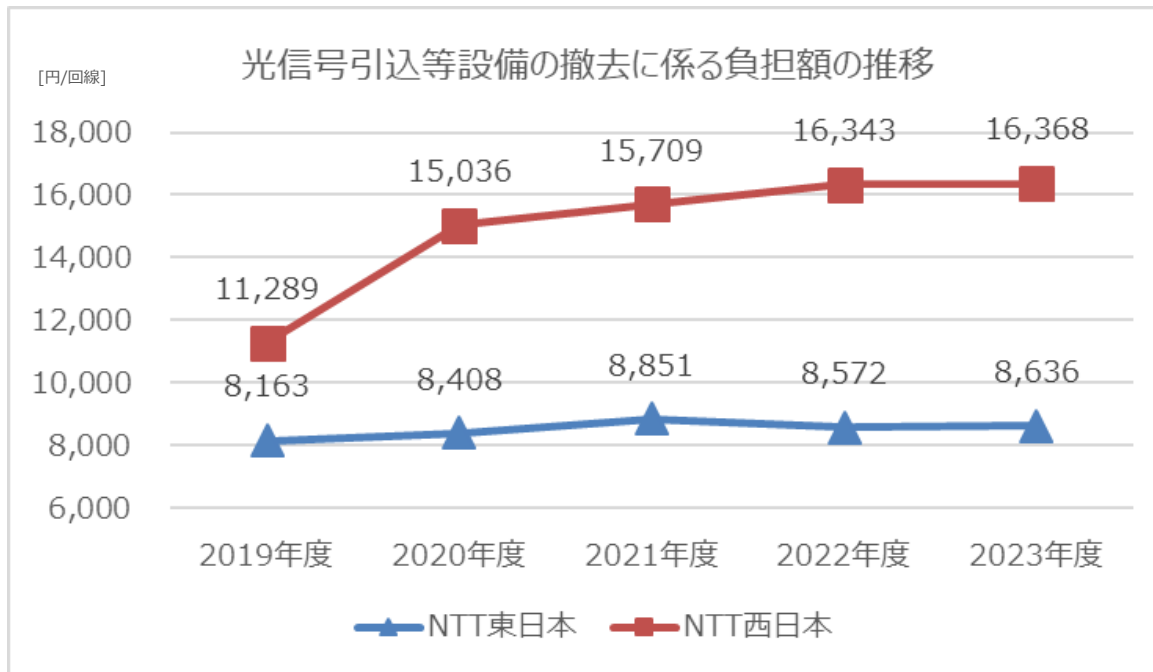
<p>○ NTT 東・西からは、当該工事費の単金上昇の要因として作業単金上昇が影響しているとの説明をいただいておりますが、今後のさらなる継続的なコスト削減に期待します。</p> <p>○ また、総務省においては、NTT 東・西によるコスト削減・効率化に向けた取り組みの実施状況について引き続き注視いただくことを要望いたします。</p> <p>○ なお、シェアドアクセス方式における分岐端末回線の残置回線においては、「接続料の算定等に関する研究会」にて接続料の算定方法の見直しや残置・撤去における工事判断方法等について検討が重ねられています。本研究会(第 66 回)における弊社資料(※図2参照)のとおり、現在の設備運用状況に即した接続料の算定方法へのルール見直し、および NTT 東・西における再利用可能性等を考慮した合理的な工事判断、不要な残置回線における撤去促進を実施し、当該取り組みの実施による設備の効率化を要望いたします。 (KDDI株式会社)</p>	<p>撤去工事費については、現行通り、撤去する事業者が個別に負担することが適当と考えます。</p> <p>○ また、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなく、そのまま残置して再利用していくことが効率的であり、かつユーザ利便にも適うため、原則として残置することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、同一建物に複数の回線が残置されるケースも一部ありますが、撤去にはコストやお客様対応に伴う稼働を要することを踏まえれば、当該の残置回線の撤去のみを目的とした対応を行うことは不要と考えます。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担額、光屋内配線工事費について</p> <p>○ 宅内への引き込み線の撤去費用を問題視しているが、現行のドライカップも戸建て重合住宅においても回線解約後も撤去されず残置が殆どを占め、主に大型台風による災害による切断、ユーザー宅内の樹木による干渉での切断が起きても放置されているのが事実である。</p> <p>○ その一方、光回線においてはやれ家主が景観の悪化による邸宅の資産価値減損という真実であるかが検証すらされた事が無い理由によってやたらと撤去が要望されている。</p> <p>○ 景観の悪化が事実であればアナログ回線の廃止に伴い利用者が激減しているドライカップの撤去が今現在ピークを迎えている筈である</p>		
--	---	--	--

	<p>がそのような事実はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 光信号引込等設備の撤去に係る負担は本当に必要であるのか？</li> <li>○ 過剰であるが、残置回線が豊富に存在するならば主に賃貸住宅において特定事業者のFTTHサービスが導入済みであることを理由に通信会社でなく、賃貸オーナーが他社サービス導入を拒否する「市場競争を阻害する行為」に対し残置回線で宅内への他社サービス提供が可能になりむしろ市場競争の正常化が図られるのではないか？</li> <li>○ 特に上記の状況はLPガスにおける設備費と料金を一緒に請求する業界の商慣行に通じるものがあり「独占禁止法」等に抵触する恐れがあると思われます。</li> <li>○ 恐らく通信会社からの高額なキックバックを目的に賃貸オーナー又は大手賃貸チェーン事業者がほぼ全国的に行っている悪辣な行為。 LPガス、不透明料金の是正へ 経産省が制度改正方針 <a href="https://nordot.app/1001065283423272960">https://nordot.app/1001065283423272960</a> 上記記事のより抜粋 業界では住宅メーカーや賃貸物件のオーナーなどに対して設備の設置を無償で行い、利用者から毎月の料金に上乘せして回収する商慣行がある。一般社団法人共同通信社 (個人A)</li> <li>○ KDDI株式会社が残置回線問題に言及する背景にはKDDIのau光の西日本において、人口密集地を電力系(オプテージ・BBIQ・STnet・MEGAEgg)がほぼ占有しNTTとKDDIは過疎地に契約が集中している事にある。</li> </ul>		
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 分岐端末回線料金がNTT西日本の方が高く、シェアドアクセス回線をNTT側から借り受けて営業しているKDDIにもNTT西日本と同じ影響が出てくる。</li><li>○ 残置回線に係る維持負担額がNTT西日本では468円と高く、解約後の負担になる。</li><li>○ NTT西日本が人口密集地で契約を獲得できない背景には2000年代にBフレッツサービスにおいて違法な顧客獲得方法に奔走した結果、ユーザーが同様な問題のある行動はあるがNTT西日本よりはだいぶマシな他事業者の方を選択した背景がある。</li><li>○ ただ、これは2000年代のNTT東西より悪辣な営業行為に奔走している事業者もFTTH以外の選択肢となった5G回線等のサービスに顧客獲得にかかった費用を回収する前に解約される事が起きうる。</li><li>○ まあ、最も残置回線問題以前に解約されやすい今の悪辣な営業行為を止めればいいのだが。</li><li>○ 契約したのに自社系列の電力ガスを使え、保険会社に入れ、投資信託口座を開けをこの手の契約に疎い高齢者相手に「無理矢理」契約させるのはまあ普通に犯罪だろう。</li><li>○ 実家帰った子息が親の経済状況と口座などの引き落とし金額等を見て気付いて発覚してるのだが、悪辣な営業行為であることを証明する事が難しいという背景からこれまで数十年放置されてきた。</li><li>○ しかし、これ等で買う恨みは相当根深く残る</li></ul>		
--	--	--	--

	<p>上、近年は物理的な証拠を集めインターネットで公開する手段が出たので、悪辣な営業行為を録画し発信するという言い逃れが不可能な状況が起きるのは容易に予想出来る。</p> <p>○ 悪辣な営業行為を止めなければ近いうちに何れかの通信事業者の経営者が退陣に追い込まれるような悲惨な結末を辿るだろう。</p> <p>(個人A)</p>		
--	---	--	--

意見4 <図1> (KDDI株式会社)



意見4 <図2> (KDDI株式会社)

**16 論点(4) 現行ルールの見直し提案② (工事判断主体)**

分岐端末回線は、接続事業者にて解約時の残置・撤去を判断しているが、**自社の設備状況しか把握できず、引込線数や再利用・転用可否など確認する術がない状況**のため、本課題の解決を図る観点からも、論点3のとおり、網使用料化することが適当\*1

\*1 接続料算定方法の見直しに伴い、設備事業者(NTT東・西殿)にて全体最適\*2による工事判断を実施  
 \*2 具体的には、残置回線における再利用可能性を考慮し、残置・撤去の工事判断を実施  
 再利用できる場合は、2本引きによる新設を行わず、極力再利用による開通工事を実施等

**引込線数や再利用・転用可否など確認できず、接続事業者では最適な工事判断できない**

**本課題は解決を図る観点からも網使用料化することが適当**

© 2022 KDDI

**17 論点(4) 現行ルールの見直し提案② (工事判断主体)**

以下のようにNTT東・西殿による全体最適な工事判断・撤去促進により**不要な残置回線数の増加抑止・減少に資すると思料**

なお、その他接続機能と同様の運用であるため、**お客様への影響は特段無い想定**

[参考：運用フロー(案)]

[参考：工事判断基準(案)]

**NTT東・西殿にて全体最適による工事判断を所望**

© 2022 KDDI

**18 論点(5) 現行ルールの見直し提案③ (見直し対象範囲)**

前述のとおり、「当初より、再利用による運用は存在」していたため、既存の残置回線においても、専属的な利用という特殊な状況は当初より解消されていたと考える

そのため、**既存残置回線および今後発生する残置回線をすべてルール見直しの対象範囲とすべき\***

\*接続ルール変更後においては、新規・既存残置回線の減価償却費の残余期間分における費用負担方法を見直し。(≠過去に遡る精算)

残置回線に係る費用合計	
現状ルール (網改造料に準じた算定) 申込事業者が個別負担	新たに発生する残置回線分
	(2010年以降に発生した) 既存残置回線分
	(2010年以前に発生した) 既存残置回線分
見直し	見直し後ルール (網使用料として算定) 現用回線数に応じ各事業者が月額利用料の中で負担

© 2022 KDDI

※接続料の算定等に関する研究会(第66回)資料 66-3 より引用  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/access-charge\\_calculation/02kiban03\\_04000883.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/access-charge_calculation/02kiban03_04000883.html)

## 2 接続約款の変更(電気料の改定頻度の見直し等)

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コロケーション電気料の改定頻度の見直しでは、NTT東日本・西日本による説明から適用までの時間が非常に短期間であった。改定頻度・算定方法の変更を含み、事業計画への影響が大きい見直しについては、社内外での対応を要することから、6ヶ月前には方針を決定すべき。</li> <li>● コロケーション電気料の予見性確保に係る取組は継続すべき。具体的には、翌四半期の確定単金の開示と同時に翌々四半期の見込み単金を開示すべき。</li> </ul>	<p>再意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本見直しにあたっては事業者説明会、事業者間協議等を通じ、接続事業者の理解を得られるよう努めてきた。今後の変更についても丁寧な説明を行いながら検討していく。</li> <li>■ 接続事業者の予見可能性確保の観点から、電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4ヶ月前の月の下旬頃を目途に試算値の開示は継続していく。</li> <li>■ 今後の情報開示については、当該開示情報の利用状況や開示に要するコスト等を踏まえた上で、接続事業者の意見も頂きながら柔軟に見直ししていく。</li> <li>● 賛同意見(2者)</li> </ul>	<p>考え方5</p>	
<p>○ コロケーション電気料の改定頻度の見直しについては、NTT東西殿により2022年11月4日及び7日に事業者向けの説明会が開催されましたが、「最短で2022年度第4四半期以降」で運用変更とされており、接続事業者側での検討及び運用変更のための時間が非常に短期間でした。今回のような変更内容に改定頻度の変更や算定方法の変更を含み、また事業計画への影響が大きい場合には、社外の投資家、金融機関等への説明や、来期予算・事業計画を再検討することが必要となります。このように事業者への事業影響も大きい変更の場合は、社内外</p>	<p>○ 本見直しにあたっては、事業者説明会や複数回にわたる事業者協議等を通じ、接続事業者様のご理解を得られるよう努めてまいりました。今後の変更についても丁寧な説明を行いながら検討していく考えです。</p> <p>○ 接続事業者様の予見性確保の観点から、燃料調整費に係る電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4か月前の月の下旬頃を目途に、電気料に係る試算値の事前開示は継続していく考えです。</p> <p>○ なお、今後の情報開示については、当該の開</p>	<p>○ 接続約款の変更については、「光ファイバ設備に係る接続料に関して講ずべき措置について」(平成13年9月5日総基料第315号)を踏まえ、接続事業者がNTT東日本・西日本の接続料及び接続条件について妥当性を判断するために必要な情報を得る機会を有し、意見招請時に十分な意見を述べるように、N</p>	<p>無</p>

<p>での対応を要することから、事業者側の対応期間を考慮し、6か月前には方針を決定いただくべきと考えます。</p> <p>○ また、NTT東西殿が2023年1月末に開催した接続約款変更の認可申請等に関する説明会において、改定頻度を四半期ごとに変更した場合、単金改定の半月前に単金を通知することのご説明があり、また2022年11月4日及び7日に開催された本見直しに関する事業者向けの説明会では、予見性確保の観点で現状行われている電気料試算値開示(10月末)や一部エリア・ビル単価の早期開示等の対応については、本見直し後は行わないこととすることのご説明がありました。各四半期での電気料の変動状況に応じ事業計画への影響が生じ、影響が大きい場合には社外の投資家や金融機関等への説明が発生する可能性があることから、予見性確保のため試算値開示の取り組みは継続いただくべきと考えます。具体的には、翌四半期の確定単金の開示と同時に翌々四半期の見込み単金を開示いただくべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>示情報の利用状況や開示に要するコスト、稼働等を踏まえた上で、接続事業者様のご意見もいただきながら、柔軟に見直していく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿及びKDDI株式会社殿より示されているように、予見性確保の観点から、各四半期の見込み単価について、それぞれ半年程度前を目途に開示いただくべきと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、今回のような改定頻度や算定方法の見直し等、接続事業者にとって影響が大きい変更の場合においては、接続事業者側の対応期間を考慮し、接続事業者への事前周知・説明から変更後の新たなルール・運用の適用までに十分な期間を設けていただくべきと考えます。</p> <p>○ また、2023年2月20日に提出した、本件に関する弊社意見提示の中でも要望した通り、予見性確保の観点から、各四半期の数ヶ月前(例えば、5~6ヶ月前程度)までの電気料試算値の開示、および各四半期の2ヶ月以上前までの適用単金の開示が必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>TT東日本・西日本において説明会を開催されているほか、接続事業者の役務の提供条件に大きく関わる接続料及び接続条件の設定や変更については、「接続料・接続条件等についての説明会の開催等について(要請)」(平成30年3月23日総基料第64号)においてNTT東日本・西日本に要請されているとおり、十分な時間的配慮をもって接続事業者・関係団体への説明会を開催し、それにより寄せられる当該関係事業者等の意見・要望についても十分検討を行った上で必要な対応を行うことが適当とされているところです。</p> <p>○ 本件見直しに関しては、コロナクション電気料の大幅な変動を抑止する観点から、令和5年度第1四半期から速やかに実施する必要があったと認められるものの、一般に、接続約款の規定の変更について、接続事業者における対応等に要する期間等を考慮して必要と認められる場合には、接続約款の変更の実施時期等に関し適切に配慮することが適当と</p>
---	--	---

		<p>考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、本件見直しにかかわらず、コロケーション費用の予見性の確保のための所要の措置を引き続き講じていくことが必要であり、総務省からNTT東日本・西日本に次の点を要請することが適当と考えます。<b>(要請)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件見直し実施後におけるコロケーション費用の予見性の確保のために講ずべき措置について、接続事業者との協議を踏まえて検討すること</li> <li>・ 総務省にその結果を報告すること</li> </ul>	
<p><b>意見 6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● コロケーション電気料の改定頻度の見直しには一定の利点があるものの、指定設備設置事業者・接続事業者の双方で接続料の精算等に係る負荷が増大すると想定。</li> <li>● その他の接続機能においては改定頻度が年1回である点を踏まえれば、改定頻度を変更する接続機能の対象について、考え方の整理・ルールの取り決めが必要。</li> <li>● 電気料における速報値の開示を取り止める場合は、予見性の低下が想定されるため、適用の数</li> </ul>	<p><b>再意見 6</b></p> <p>■ コロケーション電気料は、燃料価格等の外部要因を受ける燃料調整費により大きく変動することから見通しが難しい状況であり、継続的に燃料調整費が増加又は減少している状況下では実際費用と適用料金の乖離が大きくなる。接続会計をベースに年1回改定される他の接続料等とは異なり、燃料調整費は月次で確定するものであるという費用の様態を踏まえ、本見直しを認可申請している。</p>	<p><b>考え方 6</b></p>	



<p>ヶ月前（例えば、適用の5～6ヶ月前程度）を目途に引き続き実施が必要。</p> <p>● 適用単金の開示については、予見性確保の観点から、可能な限り早期（例えば、適用の2ヶ月上前）の対応が必要。</p>	<p>■ 稼働増大への懸念については、事業者説明会や事業者協議を実施しており、今後も引き続き稼働効率化を検討していく。</p> <p>■ 接続事業者の予見可能性確保の観点から、電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4ヶ月前の月の下旬頃を目途に試算値の開示は継続していく。</p> <p>■ 今後の情報開示については、当該開示情報の利用状況や開示に要するコスト等を踏まえた上で、接続事業者の意見も頂きながら柔軟に見直していく。</p> <p>● 賛同意見（2者）</p>		
<p>○ コロケーション電気料の改定頻度の見直しについて</p> <p>○ コロケーションの電気料においては、燃料調整費が継続的に上昇又は減少する局面においては、調整額も莫大となることから、燃料調整費の影響を電気料に適時に反映し、今後の大幅な変動を抑止することを目的として、改定頻度が四半期単位に変更されています。当該改定頻度の見直しにおいては、調整額が縮小されるという一定の利点はあるものの、第一種指定電気通信事業者の接続料算定による稼働増、並びに当該指定事業者および接続事業者の双方における接続料における精算業務の稼働負荷が増大するという影響を想定しております。</p> <p>○ この点、第一種指定電気通信設備における既存のその他全ての接続機能においては、接続料改定の頻度は年1回である点を踏まえると、このたび、コロケーションの電気料のみを対象として改定頻度の</p>	<p>○ コロケーション電気料については、電気料相当の実費を接続事業者様にご負担いただくところ、電力各社が設定する電気料が燃料価格等の外部要因を受ける燃料調整費により大きく変動することから、見通しが難しい状況です。継続的に燃料調整費が増加または減少している状況下では実際費用と適用料金の乖離が大きくなる構造となっております。接続会計をベースに年1回改定される他の接続料等と異なり、燃料調整費は月次で確定するものであるというコロケーション電気料に係る費用の様態を踏まえ、本見直しを認可申請しています。</p> <p>○ 稼働増大への懸念については、精算業務の運用効率化に関する事業者説明会や複数回にわたる事業者協議を実施しており、今後も引き続き稼働効率化を検討していく考えです。</p> <p>○ 接続事業者様の予見性確保の観点から、燃</p>	<p>○ 一般法定機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間は1年が原則であり、この原則は、接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算されるその他の金額（工事費、手続費等）においても同様です。</p> <p>○ これら接続料等においては、調整額に起因する接続料の急激な変動を抑制する必要がある場合には、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成25年7月30日総務省総合通信基盤局）で整理されたとおり、必要最小限の範囲に限り調整額の繰延べや将来原価方式に</p>	<p>無</p>

<p>見直しを実施する場合においては、今後、燃料調整費の上昇又は減少の変動幅が縮小されるケース、および、他の接続機能においても継続的に単金の大幅な上昇又は減少が生じるケースなど想定されることから、改定頻度を変更する接続機能の対象について、考え方の整理やルールの取り決めが必要と考えます。</p> <p>○ また、現行のルールにおいては、電気料における速報値の開示(毎年度、10月・1月・3月における年3回による開示)をNTT東・西に実施いただいておりますが、今回の改定頻度の見直しに伴い、仮に速報値の開示を取り止める場合においては、接続事業者への影響として、電気料における予見性の低下が想定されます。</p> <p>○ そのため、少なくとも毎年度10月に実施いただいている試算値の開示については、改定頻度の見直しに合わせて、各四半期の数ヶ月前(例えば、5～6ヶ月前程度)を目途に引き続き実施が必要であると考えます。</p> <p>○ 適用単金の開示においては、NTT東・西より、各四半期の前月の中旬目途に実施予定という説明をいただいておりますが、予見性確保の観点から、可能な限り早期の情報開示(例えば、各四半期の2ヶ月以上前)についてご対応いただくことが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>料調整費に係る電力事業者の情報開示のタイミングを踏まえ、単金改定の4ヶ月前の月の下旬頃を目途に、電気料に係る試算値の事前開示は継続していく考えです。</p> <p>○ なお、今後の情報開示については、当該の開示情報の利用状況や開示に要するコスト、稼働等を踏まえた上で、接続事業者様のご意見もいただきながら、柔軟に見直していく考えです。</p> <p>○ また、適用単金の提示時期は、燃料調整費の変動をタイムリーに電気料に反映する今回の見直しの趣旨や算定に要する期間等を踏まえれば、適用期間の前月とさせていただく必要があるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ ソフトバンク株式会社殿及びKDDI株式会社殿より示されているように、予見性確保の観点から、各四半期の見込み単価について、それぞれ半年程度前を目途に開示いただくべきと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p> <p>○ 電気料の適用単金の開示について、KDDI株式会社殿の意見に賛同します。2023年3月2日に開催された「義務コロケーションの運用に関する説明会」において、翌四半期に適用される全部ビルの単金の開示については、単金改定の前月中旬を目途に開示予定との説明がありました。影響度合いに応じて社外の投資家、金</p>	<p>基づく算定等の抑制措置をとることが考えられるところであり、算定期間を1年未満とすることは想定されていません。</p> <p>○ 他方、コロケーション電気料は接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算することが求められているものではないところ、本件見直しについては、コロケーション電気料の大幅な変動を抑止する観点において、コロケーション電気料が月次で確定するという性質を踏まえれば、改定頻度を四半期ごとに変更することには一定の合理性があると考えます。</p> <p>○ なお、接続料の算定・精算に係る業務については、本件見直しに係る点以外の点も含めて、NTT東日本・西日本と接続事業者の双方において、簡素で効率的な運用について検討及び協議を進めていくことが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、予見性の確保に係る考え方は、考え方5の後段で示したとおりです。</p>
--	---	--

	<p>融機関等への説明を要する場合や、直前で単金が増加すると資金調達が必要となる可能性もあるため、接続事業者としては単価情報を可能な限り早期に把握する必要があります。翌四半期に適用される単金は単金改定の5か月前から3か月前までの間の値で算出することとなっており、単金改定の前々月時点で確定単金を算出することが可能であるため、前々月の下旬目途で全ビルの単金を開示すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>		
--	--	--	--

3 その他の事項(接続料規則第3条に基づく認可申請等の概要、スタックテスト)

(■:NTT東日本・西日本からの意見 ●:NTT東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲:個人からの意見)

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見7</p> <p>● ゲートウェイルータ (IPoE方式) の接続料について、原則に戻すことはVNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないとする意見に賛同。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>	
<p>左記の部分(※)について、同意します。</p> <p>(※)このような変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではない。</p> <p>(一般社団法人IPoE協議会)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件接続料は、その性質に照らせば、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年総務省令第9号)本則の規定するとおり、網使用料として接続料を設定する形が原則です。</li> <li>○ 経過措置を維持すべき特段の事情があるかについては、NTT東日本・西日本による単県POIの増設が落ち着くものと想定される令和7年を目途に、御意見の観点も踏まえつつ、改めて関係事業者の意見を踏まえて検討することが適当と考えます。</li> <li>○ NTT東日本・西日本及びVNE事業者等においては、将来的には利用中止費の扱いが原則に戻ることを念頭に置き、</li> </ul>	<p>無</p>

		必要な対応を検討していくことが適当と考えます。	
<p><b>意見 8</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの投資判断に責任を持つべきという観点からは現行算定方式は適当であり、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、利用料金が上昇し、網使用料化は、かえって新規参入障壁となる可能性がある。</li> <li>● 単県POIの増設が完了したとしても、トラフィック増が継続している間は、現在の取扱いを維持すべき。</li> </ul>	<p><b>再意見 8</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用ポート数が増加する局面においてはポートの転用は容易であり、他事業者に不当に費用が転嫁されることは現実問題として生じない。ゲートウェイルータ（IPoE方式）は共通の装置を各事業者で共用しており、利用中のポート数に比例して費用を負担することは公平。利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することは不当。</li> <li>● NTT東日本・西日本の転用可否判断の運用が不明である中、接続事業者に予測困難な事情で利用中止費が変わることも参入のハードル。</li> <li>● 法令の原則を曲げなければならない積極的な理由がない限り、直ちに本則化すべき。</li> </ul>	<p><b>考え方 8</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コロナ禍でも輻輳のない高品質な通信を継続出来たのは「VNE要望ベースの増設」が可能だったからであり、将来においても「VNE要望ベースの増設」の継続はエンドユーザ様の高品質通信確保の観点から必須と考えております。</li> <li>○ また、自らの投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えており、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金としてVNE事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考えております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ IPoE協議会が主張されるように、トラフィックが増加し、利用ポート数が増加する局面においては、利用中止が生じたポートを他事業者に転用することは容易であり、他の事業者に不当に転嫁されることは現実問題として生じないと考えられます。特にIPoEのGWRは、事業者ごとに装置を購入しているものではなく、共通の装置を各事業者で共用しているのであり、各社が使用中のポート数に比例して料金を支払うことは公平と考えられます。利用中止をした事業者に装置本体の償却費を負担させるのは、利用中止をした側の負担で残りの事業者の負担を軽減することになり、不当です。</li> <li>○ 制度上、利用中止した設備の転用が可能な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件に係る考え方は、考え方7で示したとおりです。</li> </ul>	無

<p>○ 経済産業省・総務省による「デジタルインフラ(DC等)整備に関する有識者会合中間とりまとめ」においては、将来のトラフィック予測として2021年5月時点の24Tbpsに対して、2031年5月時点では760Tbpsと今後10年で30倍に増加すると予測されています。 ( <a href="https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001-2.pdf">https://www.meti.go.jp/press/2021/01/20220117001/20220117001-2.pdf</a> )</p> <p>○ 単県POIの増設が完了したとしても、トラフィック増が継続している限りGWRの増設・利用中止は発生するため、トラフィック増が継続している間は、VNE要望ベースでの増設と、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという措置を維持すべきであると考えます。 (一般社団法人IPoE協議会)</p>	<p>場合は残存価格の支払いを要しないこととなりますが、利用中止のタイミングと転用のタイミングが合うとは限らないことや、NTT東西の転用可否判断の運用が不明な中、接続事業者に予測困難な事情で利用中止費が変わることも、IPoEへの参入のハードルとなりえます。</p> <p>○ IPoE協議会は、「トラヒック増が継続している間」の経過措置の維持を主張されますが、GWRが法令上各事業者共通の機能として接続料化されたことを事実上無期限で有名無実化するものであり、容認できません。法令の原則をどうしても曲げなければならない積極的な理由がない限り、当協会の先の主張のとおり、直ちに法令本則の適用にすべきです。</p> <p>○ そもそも、NNI(NGNとISP網の分界点)のNGN側において輻輳が生じないように設備を増強するのはNTT東西の責任であり、PPPoE方式、IPoE方式を問わずISP(VNE)側が負担する性質のものではないことについては、再度確認されるべきです。 (一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>		
<p><b>意見 9</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲートウェイルータ (IPoE方式) の接続料は速やかに本則どおり網使用料として算定すべき。</li> <li>● 既存のVNE事業者の全てが同意していることをもって経過措置を継続することは公正競争上及び制度上問題。</li> <li>● 網使用料化したとしても既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられない。</li> </ul>	<p><b>再意見 9</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関門系ルータ交換機能の接続料算定方法については、「接続料の算定等に関する研究会」第6次報告書の考え方を踏まえ、今回の認可申請においても附則第6項に基づく許可申請を行った。</li> <li>■ 今後も継続して協議を実施し、要望内容の把握を行うとともに、事業者間の合意が整えば、</li> </ul>	<p><b>考え方 9</b></p>	

	<p>必要な対応を行っていく。</p> <p>● 網使用料化した場合、他のVNE事業者の利用中止により予期せぬ負担増が生じ、事業预见性が失われる可能性がある。</p>		
<p>○ IPoEのゲートウェイルータについては、網使用料化後も「当分の間」の措置として網改造料に準ずる扱いが認められています(接続料規則平成30年2月26日附則6項)、すでに当協会が再三主張している通り、あくまで過渡的な措置であることに留意すべきです。今回3条許可申請で継続の申請があったIPoEのゲートウェイルータについては、速やかに本則通り計算すべきです。</p> <p>○ なお、既存のIPoE事業者のすべてが同意していることをもって、法令の本則から外れた取扱いを続けることは、既存事業者の意見のみを反映し新規参入を希望する事業者の意見が排除されることを結果的に是認し、またそもそもの制度の趣旨を骨抜きにするものであることから、公正競争や制度面において大きな問題です。</p> <p>○ このような機会に経過措置を打ち切らなければ、研究会などの場でプロセスを踏んで決めた使用料化の政策を、一部の当事者の意向で無視できることになり、研究会の議論をないがしろにすることになります。法令でも原則は純粋な使用料とされているのですから、経過措置をやめて本則に戻したとしても、既存当事者に不当な不利益が生じることは考えられません。</p> <p>○ 2022年には、大阪POI等のゲートウェイルータの更改にあたって、接続事業者は1ポートあたり5～7百万円に上る利用中止費を負担したとみられます</p>	<p>○ 関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合は省令改正(平成30年総務省令第6号)を踏まえて、網改造料から網使用料に変更したのですが、当該機能の利用が始まったときからの前提である、利用を停止したことに伴う費用を当該事業者へ個別負担いただくという方法を変更すると、接続事業者への影響が大きいため、従前どおりの負担方法とする必要があるため、毎年度附則第6項の規定に基づく附則許可をいただいていたところですが、</p> <p>○ 当社としては、現行の算定方法により生じる問題や見直しの必要性について明らかとなっていないことや、公平かつ適正な費用負担の実現や事業者の利便性確保の観点から、現行の算定方法を継続することが望ましいと考えており、「接続料の算定等に関する研究会」第六次報告書においても、各社の戦略に応じてPOIの利用形態が多様化している変動期において、原則(網使用料での算定)に戻すことは、VNE事業者の経営に与える影響が大きく、現時点において直ちに原則に戻すことは適当ではないとの考えが示されたことを踏まえ、2023年度に適用する接続料の申請においても附則第6項に基づく許可申請を行ったところですが、</p> <p>○ 今後も、当該機能の接続料の算定方法の見直しを要望する事業者様・団体様とは継続して</p>	<p>○ 本件に係る考え方は、考え方7で示したとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>(2022年の接続料改定の際の総務省説明資料p17)。また、2021年4月に行われた東京POIのゲートウェイルータの更改では、接続事業者全体で概ね1億1400万円(1ポートあたり250万円程度)を負担したとみられます(2021年度接続料改定の際の総務省説明資料p19)。この利用中止費はポートで按分されるならば、装置の利用期間と関係なく負担することになるため、途中で参入した事業者は利用期間に対して高い利用中止費を支払うこととなります。また、このような「同意」を参入の時点で条件とすることは甚だ不適切なため、更改の時期に全事業者の同意が成立するとは限りません。</p> <p>○ 基本的な接続機能として使用料化されたゲートウェイルータは、各事業者が利用した期間に比例した接続料を支払うことにするのが公平です。また、IPoE方式の利用ポート数は今後も増えることが見込まれることと、そもそも複数の事業者で共用することを最初から前提にして設置された装置であるので、退出した事業者があっても転用は容易です。現行の経過措置は新規参入の障壁になりますが、これを廃止して本則に戻しても、他の事業者に不当な負担を強いることはありません。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>協議を実施し、ご要望内容の把握を行うとともに、既にIPoE接続を行っている事業者様・団体様を含め事業者間の合意が整えば、必要な対応を行っていく考えです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ コロナ禍でも輻輳のない高品質な通信を継続出来たのは「VNE要望ベースの増設」が可能だったからであり、将来においても「VNE要望ベースの増設」の継続はエンドユーザ様の高品質通信確保の観点から必須と考えております。</p> <p>○ 自らの投資判断に責任を持つべきという観点から「利用中止した事業者が利用中止費を負担する」という現行算定方式は適切と考えており、利用中止した事業者が利用中止費を負担しない場合、翌々年度の利用料金としてVNE事業者全体で負担する事になる事から、利用料金が上昇し、かえって新規参入障壁となる可能性があると考えております。また、利用中止した第三者のVNE事業者の行為により、その他のVNE事業者にとっても予期せぬ負担増が発生し、事業予見性が失われる可能性があると考えております。</p> <p>○ 今後、きちんとしたデータや正確な情報に基づいたエビデンスベースの議論が行われることを要望いたします。</p> <p>(一般社団法人IPoE協議会)</p>		
<p>意見10</p> <p>● 10Gbit/sインタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能 (SIPサーバを用い</p>	<p>再意見10</p> <p>■ 当該接続料についても他の接続料と同様に乖離額調整は必要。</p>	<p>考え方10</p>	



<p>て制御するもの)に係る3条許可申請に関しては、今後、料金水準が上昇する乖離額調整を行う場合は、激変緩和措置として乖離額を分割し、接続料原価への算入時期を調整すること等が必要。</p>	<p>■ 乖離額調整の実施にあたり、料金が大幅に変動し、接続事業者に過度な負担が生じる場合は必要な対応を検討する。</p>		
<p>○ 10Gbit/sインタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの。以下、「本機能」といいます。)については、NTT東西殿において、現時点では利用数を見通すことが困難であり接続料の算定に用いる需要を合理的に予測することができないため、従前より接続料が設定されている1Gbit/sインタフェースに対応した一般収容ルータ優先パケット識別機能の接続料を準用する許可申請が実施されています。今後、仮に本機能に関する利用数等の実績が確定し実績との差額を精算する際に、需要が少ない場合は料金水準が上昇することが予想されるため、激変緩和措置として例えば乖離額を分割し原価への算入時期を調整すること等が必要と考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 実際に要した費用を応分にご負担いただく観点から、一般収容ルータ優先パケット識別機能(SIPサーバを用いて制御するもの)についても、他の接続料と同様に乖離額調整は必要なものであると考えます。 ○ なお、乖離額調整の実施にあたり、需要差分等に起因し料金が大幅に変動し、接続事業者様への過度な負担が生じる場合においては、必要な対応を検討する考えです。 (NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本において、今後、乖離額調整等に係る3条許可申請を行う場合には、御意見のような観点を踏まえ、適切に対応することが適切と考えます。</p>	<p>無</p>
	<p>再意見11 ▲ 意見提出期間が14日間の理由如何。</p>	<p>考え方11</p>	
	<p>○ 本件の「意見提出が30日未満の場合その理由」は何ですか？ (個人B)</p>	<p>○ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和4年度の接続料の改定等)」(令和4年1月14日付け諮問第3148号)に対する答申(令和4年情郵審第12号)に</p>	<p>無</p>

		において示した当審議会の考え方(考え方23)のとおりです。	
--	--	-------------------------------	--